

「国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会」審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

令和1年度第3回国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会が、令和1年12月11日(水)に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第3回 国立研究開発法人がん研究センター契約監視委員会 (概要)

① 開催日及び場所 令和1年12月11日(水) 国立がん研究センター第5会議室

② 出席者

- ・ 委員(敬称略) 小野 高史(監事 ※委員会委員長)
増田 正志(監事)
長崎 武彦(公認会計士)
加藤 一郎(弁護士)
小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
長見美恵子(監査係 ※委員会事務局)
- ・ 契約担当者 財務経理部長、事務部長、財務経理課長、企画課長、経理室長

③ 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を令和1年度に、平成19年度を平成30年度にそれぞれ読み換えるものとする)

④ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。(今回は、平成21年度を令和1年度に読み換えるものとする)

○ 審議概要

- 1) 令和1年度第2回契約監視委員会（9月19日）における指摘事項の確認
事前提出資料により、改善要求事項4件について確認した。

【指摘事項】

なし

- 2) 平成30年度・令和1年度100%落札における改善状況の確認
事前提出資料により、契約件数の第1四半期における推移について確認した。

【指摘事項】

なし

- 3) 令和1年度における随意契約の妥当性について
事前提出資料により、随意契約52件について確認した。
- ・製造者による固有の仕組みが備わったシステムの保守・修理等。 18件
 - ・製造者の独自性のある医療機器の保守・修理等。 1件
 - ・研究における高度なデータ集積であり、他者では履行できない委託等。32件
 - ・一社専売による 1件

【指摘事項】

- ① 治験コーディネーター業務契約6件について、当事者が「治験データの信憑性を損なわず統一的なデータ収集が可能な唯一の業者」であることの個別具体的な理由を明確にすること。
- ② 治験コーディネーター業務契約を6件個別に契約せざるを得ない理由及び、四半期毎に契約更新せざるを得ない理由について明確にすること。
- ③ 治験コーディネーター業務（治験コーディネーターチーム体制メンバー及び治験支援業務）について、前回契約金額より増加した内容を具体的に説明すること。

- 4) 令和1年度における一者応札の妥当性について
事前提出資料により、一者応札契約12件について確認した。

【指摘事項】

- ① 現在の一者応札契約リストには「公告期間」が明記されていないので、今後は明記のうえ、各事案について公告期間が妥当であったことを検証し同リストに明記すること。
- ② 一者応札契約リストにおいて、対予定価格率が100%となった事案については、その原因を分析のうえ同リストに明記すること。

- 5) 一者応札・応募等事案のフォローアップ票（新規該当事案）の確認
該当事案なし

- 6) 令和1年度契約審査委員会の審議状況について
事前提出資料により、令和1年度第4回～第6回契約審査委員会の内容を確認した。

【指摘事項】

- ① 契約審査委員会の委員から疑問や指摘・指導があった事項については、その後検討・改

善した内容を必ず次回以降の委員会において報告すること。

② 審議案件一覧表の契約期間欄は、和暦か西暦か表示方法を統一して記載すること。

7) 業者支払い状況について

平成31年7月～令和1年9月における支払業者別金額一覧について、上位50社（支払総額の87.3%）の状況について確認した。

【指摘事項】

No30東京都水道局の支払い金額が、第1四半期よりも大幅に増加した理由について説明すること。

以 上